

無線局変更等申請書及び届出書

年 月 日
(提出日を記入)

九州総合通信局長 殿

手数料は、免許事項証明書1通あたり480円です。
無線局の局数ではなく、免許事項証明書の通数をご確認ください。

収入印紙貼付欄

* 免許事項証明書の内容に変更がある場合は、収入印紙を貼付
(地方自治体の収入証紙や切手は不可)
* 消印、割印はしないでください

電波法第9条第1項又は第4項の規定により、無線局の工事設計等の変更の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

電波法第9条第2項又は第5項の規定により、無線局の工事設計を変更したので、無線局免許手続規則第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。

*** 変更申請 (届出) は、下記□のいずれか (場合により複数) をチェック**

電波法第17条第1項の規定により、無線局の変更等の許可を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。

*** 周波数等の変更を伴う「装置の入替」等**

電波法第17条第2項又は第3項の規定により、許可を要しない無線設備の軽微な変更工事をしたので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり届け出ます。 *** 周波数等の変更を伴わない「装置の入替」等**

電波法第19条の規定により、無線局の周波数等の指定の変更を受けたいので、無線局免許手続規則第25条第1項において準用する第12条第1項に規定する書類を添えて下記のとおり申請します。 *** 「周波数」や「識別信号」等の変更**

電波法施行規則第43条第1項、第2項又は第3項の規定により、記載事項を変更したので、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。あわせて、電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、届け出ます(電波法施行規則第43条第1項及び第2項にあつては、免許記録に記録した事項の変更に係るものに限ります。)。 *** 「常置場所」の変更**

電波法第21条第2項の規定により、無線局の免許記録に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。 *** 免許人の「氏名(会社名や団体名、代表者名)」や「住所」の変更**

また、上記の申請等(免許記録に記録した事項の変更に係るものに限る。)に併せて、電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

記

1 申請(届出)者

*代理人に依頼する場合、委任状を添付の上、「1」の枠下に「代理人」欄を挿入して記入

住 所	都道府県—市区町村コード [*不明な場合は記入不要]
	〒(—) *「法人」又は「団体」の場合、本店又は主たる事務所を記入 *住所の移転等があった場合は、 <u>移転後の新たな住所</u> を記入
氏名又は名称及び 代表者氏名	フリガナ
	*「法人」又は「団体」の場合、商号又は名称並びに 代表者の役職名及び氏名を記入 *「個人」の場合は個人名のみを記入 *商号(または代表者)の変更等があった場合は、 <u>新たな会社名(または新たな代表者名)</u> を記入
法人番号	*不明な場合は記入不要

2 変更の対象となる無線局に関する事項

① 無線局の種別及び局数	陸上移動局または構内無線局 ○局
② 識別信号	* 記入不要
③ 免許の番号	九移(構)第○○○○号 *免許状の内容を記入
④ 備考	*変更を必要とする「理由」と「変更する項目」を具体的に記入してください。項目については、変更前の状態もご記入ください。 (例) 本店住所を移転しましたので、住所変更及び常置場所の変更を申請します。 住所及び常置場所 旧：福岡県福岡市△△ビル10階 新：熊本県熊本市□□タワー2階

3 申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
	*申請担当者を記入
電話番号	*日中に当局から連絡可能な電話番号(固定電話と携帯電話、どちらでも可)を必ず記入してください
電子メールアドレス	